

令和5年度

宮津与謝における消費者行政の概要

宮津与謝消費生活センター

消費者行政の概要

宮津市、伊根町及び与謝野町では、平成 23 年 4 月 1 日から共同で、宮津与謝消費生活センターを開設しています。

センターは、宮津市役所別館 1 階の産業経済部のフロアにあり、消費生活相談員 2 名が、それぞれ週 3 日の勤務で、原則として、月曜日から金曜日までの間、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時まで消費者の相談を受けています。

また、伊根町と与謝野町からの相談に関しては、直接話を聞く必要がある相談や依頼を受けたときには、与謝野町役場本庁と伊根町役場に、相談員が出向いて相談を受けています。

1 市 2 町の住民の暮らしの中において、消費生活にかかわる苦情ならびに問い合わせに対して相談業務を行うとともに、啓発事業として出前講座・展示等の消費者教育や、消費者月間と年金支給日に合わせた街頭啓発・広報誌・放送などでの情報提供を行っています。必要に応じてホームページや折り込みチラシ等でも啓発をしています。

また、令和 4 年度に宮津市消費者安全確保地域協議会を設置し、健康福祉部（民生児童委員等）との連携強化により、更なる情報共有と情報発信を進めています。その情報を警察・福祉施設などへ提供するとともに、地域の見守り（民生委員の集まり）に対しても、啓発していくことに努めています。

今年度はコロナ禍前の生活が徐々に戻り、セミナー等の普及活動が周りを気にせずできるようになってきたので、今後はより一層情報発信や啓発活動を進めていきたいと思っています。

相談状況は令和 5 年度の相談件数が 124 件あり、令和 4 年度の 153 件から減少しています。

今後も住民の皆様にセンターを活用していただき、被害を少しでも減らせるように、一層の啓発活動等を行っていきます。

目 次

I 相談事業

1. 消費生活相談全体の概要

- (1) 相談受付件数
- (2) 相談者の地域別、性別、苦情・問い合わせ別、電話・来所・文書別、年齢別受付情報
- (3) 商品別・内容別受付情報および相談の多い商品・役務等
- (4) 販売購入形態別
- (5) 契約金額
- (6) 契約者年齢
- (7) 返金額もしくは払わなくてもよくなった金額
- (8) 処理結果
- (9) 主な事例

II 啓発事業

啓発事業の概要

- 1. 情報提供
- 2. 啓発資料の作成、配布
- 3. 出前講座
- 4. その他

I 相談事業

1. 消費生活相談全体の概要

令和5年度に寄せられた消費生活相談件数は124件で、前年度から29件減少しました。月平均では約10件の相談があったこととなります。

相談内容は、昨年同様に幅広い年代でSMS等の送り付けや不審な電話が多くありました。

具体的には「支払いが確認できません」「不在で荷物を預かっています」「荷物を送ります」といった、日常生活の中で注意をひきやすいタイトルから本文のリンクを踏ませるSMSのほか、「誰でも隙間時間に簡単に稼げます」といった文面のSMSから、有料の副業サイトや出会い系サイトに繋がり、登録料やコンサルタント料として高額な金額を請求され支払ってしまったなどの相談も増加しています。また、電話による還付金詐欺の情報提供もありました。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後も、インターネットからの商品購入が多くの方に利用される中で、今年度も「商品が届かない」「全く違う粗悪な商品が届いた」「支払い後に連絡が取れなくなった」といったトラブルの増加が目立っています。

さらに、昨年同様に健康や身だしなみなどの商品に興味を持ち、スマートフォンの広告画面から、健康食品や化粧品等の「お試し」・「初回500円」「送料無料」等の文面を見て、「安いし1回だけ」と思って申し込んで、2回目の商品が届いた際に、初めて高額である定期購入契約になっていることがわかり、解約を申し出たいのに手続きが出来ない、連絡がつかないといったトラブルが多くありました。こうしたトラブルは、画面上に「定期購入の申込」であると明記されていると、クーリング・オフ制度が適用されません。また、事業者に解約を申し出ても既定の回数までの購入後でないと解約できず、返品も認めてもらえない場合が多く、納得いかないという事例がみられました。トラブルの原因としては、相談者が申込内容を最後まで読まずに注文していることがあげられます。相談者の中には定期購入と知っていたが、高額を理由に解約したい。しかし、連絡方法が限定されていて困っているなどの相談もありました。

その他に、管内ではネットで知り合った相手に、投資を持ち掛けられて高額なお金を振り込んでしまったが、相手が確定できず救済に至らないという被害が実際にありました。

また、今後はIP網移行に伴い、「固定電話が使えなくなる」「工事が必要」といった、移行に便乗した詐欺的な通信関係の相談が増加すると見込まれます。

今年度は、街頭啓発の実施や 5 月の消費者月間に京都府の相談員や担当者と連携し、1 市 2 町の各庁舎において消費者トラブル等のパネル展示による啓発を行いました。また、10 月には宮津市内のショッピングセンターにてパネル展示と共に相談会を行うことが出来ました。

今後も消費生活の情報を様々な方法で発信し、当センターが多くの方に周知されることにより、管内の皆様のトラブル減少につながることを願います。

(1) 相談受付件数 (表 1)

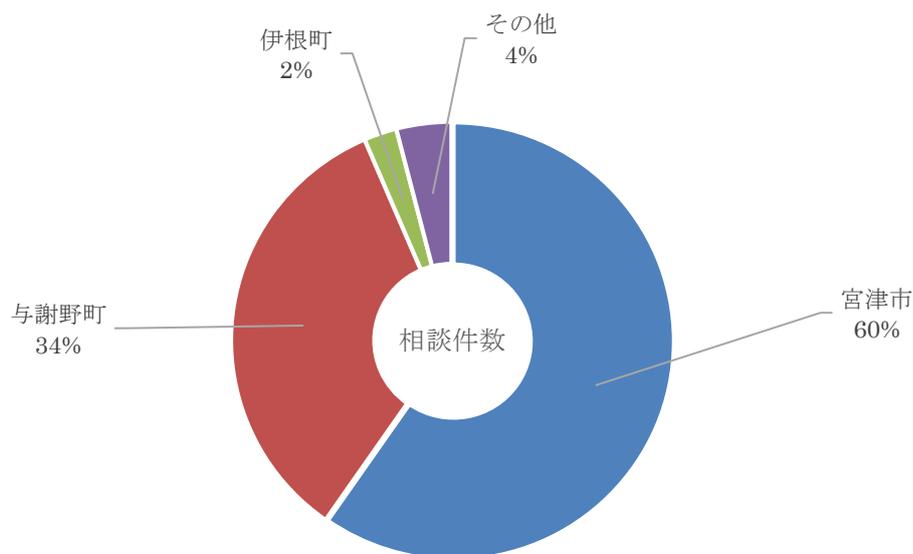
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	14	9	13	15	12	12	7	10	6	11	7	8	124

(2) 相談者の地域別、性別、苦情・問い合わせ別、電話・来所・文書別、年齢別受付情報

地域別では、宮津市が 74 件、伊根町が 3 件、与謝野町が 42 件、その他が 5 件でした。(表 2、図 1) 性別では、男性より女性からの相談が若干多く、男性から 58 件、女性から 65 件のほか、金融機関や地域包括支援センターなど団体からも 1 件の相談がありました。(表 3、図 2) 苦情・問い合わせ別では、苦情が 93%と大半を占めました。(表 4、図 3) 電話・来所・文書別では、電話での相談が 106 件で、来所は 18 件ありました。(表 5、図 4) 相談者の年齢別では、50 歳以上が全体の約 7 割近くを占めました。(表 6、図 5)

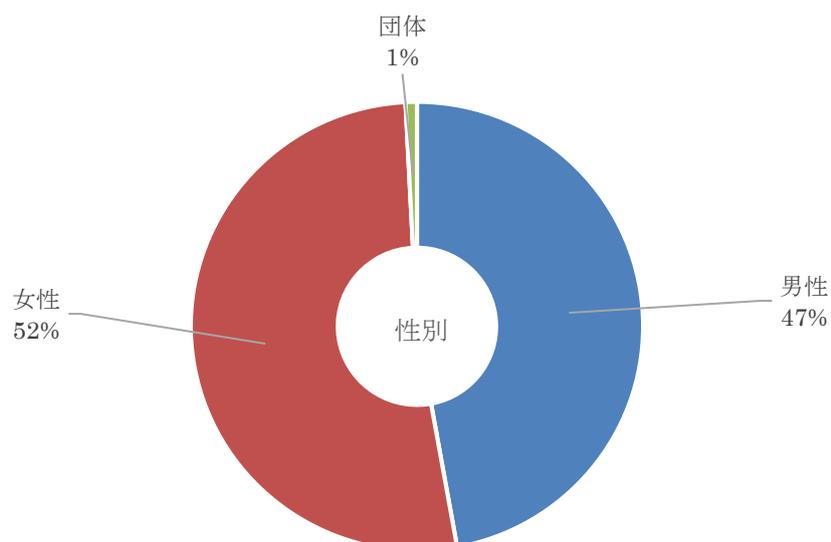
地域別相談件数 (表 2、図 1)

	宮津市	与謝野町	伊根町	その他	合計
相談件数	74	42	3	5	124



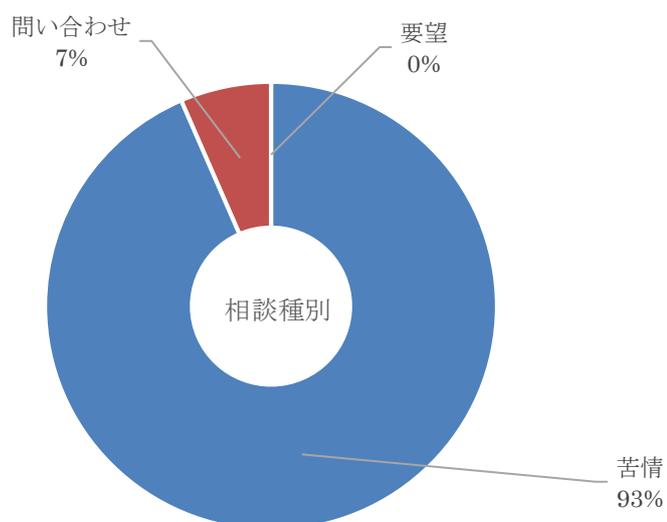
性別相談件数（表 3、図 2）

	男性	女性	団体	合計
相談件数	58	65	1	124



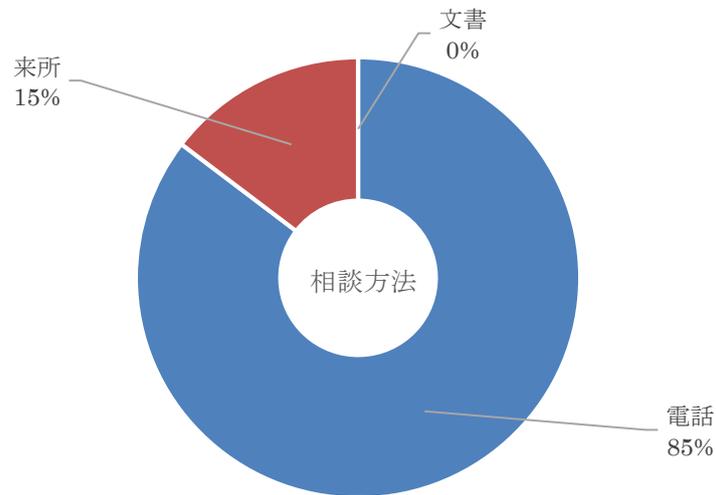
苦情・問い合わせ別相談件数（表 4、図 3）

	苦情	問い合わせ	要望	合計
相談件数	116	8	0	124



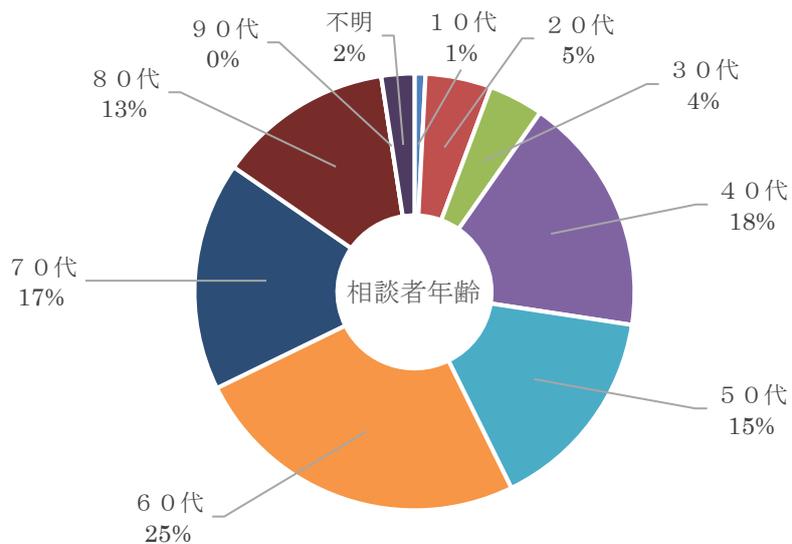
電話・来所・文書別相談件数（表 5、図 4）

	電話	来所	文書	合計
相談件数	106	18	0	124



相談者の年齢別件数（表 6、図 5）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明	合計
人数	1	6	5	22	20	31	21	16	0	3	124



(3) 商品別・内容別受付情報（大分類）および相談の多い商品・役務等（小分類）

商品・役務で相談の多いものについては、商品一般、金融・保険サービス、保健衛生品、ついで運輸・通信サービス、食料品、教養娯楽品となっています。

(表7)

細かい分類では、架空請求等の商品を特定できない商品一般、アダルトサイトといった放送・コンテンツ等、プロバイダ契約等のインターネット通信契約、迷惑電話等が相談の多い分野でした。その他、健康食品等の相談もありました。(表8)

商品別・内容別受付情報（大分類）（表7）

相談の内容		件数	%
商 品	① 商品一般	24	19
	② 食料品	8	7
	③ 住居費	4	3
	④ 光熱水品	1	1
	⑤ 被服品	4	3
	⑥ 保健衛生品	10	8
	⑦ 教養娯楽品	8	7
	⑧ 車両・乗り物	3	2
	⑨ 土地・建物・設備	3	2
	⑩ その他の商品	0	0
役 務	⑪ クリーニング	1	1
	⑫ レンタル・リース・賃貸	5	4
	⑬ 工事・建築・加工・修理・管理等	5	4
	⑭ 役務一般	4	3
	⑮ 金融・保険サービス	11	9
	⑯ 運輸・通信サービス	9	7
	⑰ 教育サービス	1	1
	⑱ 教養・娯楽サービス	5	4
	⑲ 保健・福祉サービス	6	5
	⑳ その他の役務	4	3
	㉑ 内職・副業・相場	4	3
	㉒ 他の行政サービス	2	2
㉓ その他	2	2	
合 計		124	100

相談の多い商品・役務等（小分類）（表 8）

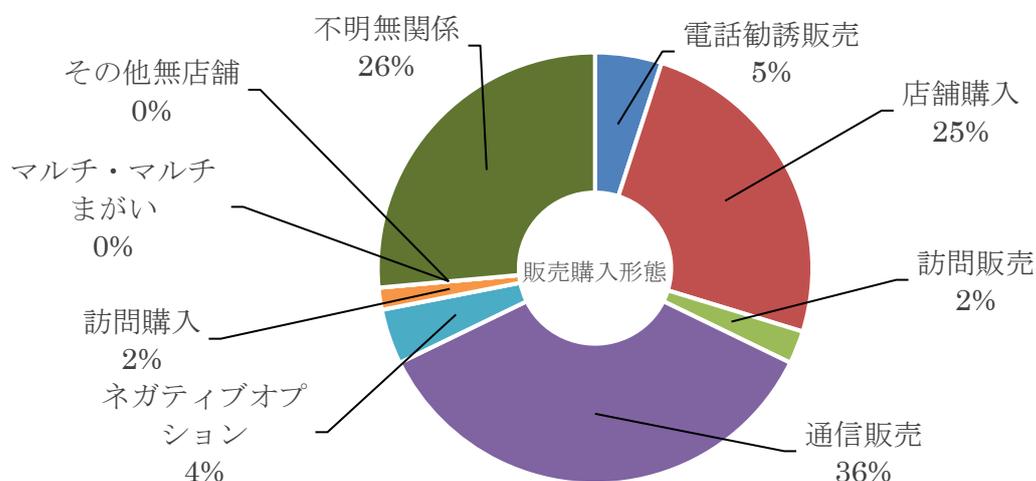
商品・役務等	相談件数	内訳
商品一般	24	送り付け、不審電話
役務一般	4	複合会員
インターネット通信サービス	6	迷惑メール、プロバイダ、光回線
健康食品	4	健康食品
相談その他	1	農薬散布
他の保健・福祉	1	暮らしの資金貸付
他の金融関連サービス	4	カードローン、債権回収
他の教養娯楽	3	オンラインゲーム、電子タバコ
家具・寝具	1	布団の洗濯
移動通信サービス	1	電話料金

（４）販売購入形態別

販売購入形態別では、通信販売が 45 件、電話勧誘販売が 7 件、店舗購入が 30 件、訪問販売が 3 件、訪問購入が 2 件ありました。（表 9、図 6）

販売購入形態別（表 9、図 6）

販売購入形態	件数
電話勧誘販売	7
店舗購入	30
訪問販売	3
通信販売	45
ネガティブオプション	5
訪問購入	2
マルチ・マルチまがい	0
その他無店舗	0
合計	92



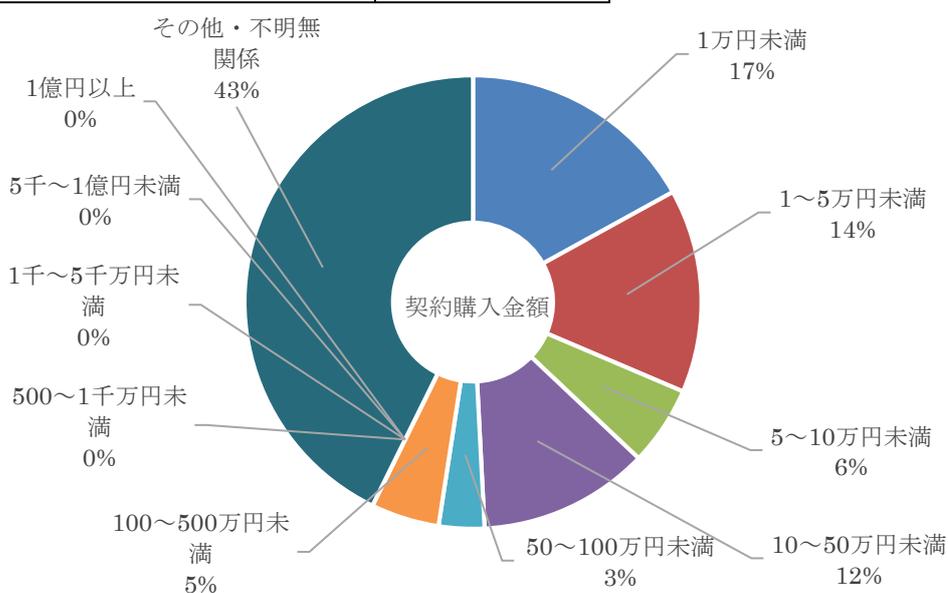
(5) 契約金額

契約・購入金額では、不明・無関係が一番多くありましたが、それ以外では、1万円未満が21件、1万円以上5万円未満が18件、ついで10万円以上50万円未満が15件ありました。500万円を超える契約はありませんでした。(表10、図7)

不明・無関係を除く71件の契約・購入金額の合計は16,339,297円で、契約1件あたりの平均金額は約230,131円でした。

契約・購入金額 (表10、図7)

契約・購入金額	件数
1万円未満	21
1～5万円未満	18
5～10万円未満	7
10～50万円未満	15
50～100万円未満	4
100～500万円未満	6
500～1千万円未満	0
1千～5千万円未満	0
5千～1億円未満	0
1億円以上	0
その他・不明無関係	53
合計	124



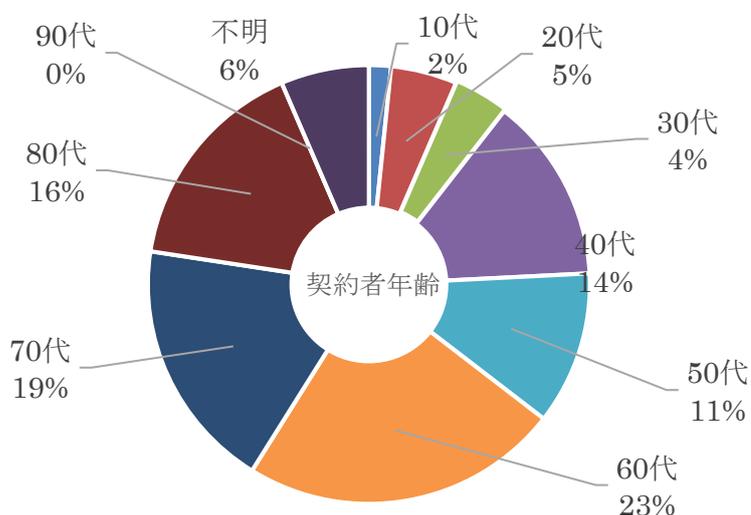
(6) 契約者年齢

契約者の年齢別では、60代が一番多く、次に70代、80代40代と続き、今年度も40代以上の契約者が目立ちました。高齢者が全体の半数以上を占めています。未成年者契約は2件でした。

70代、80代の相談は家族など、介護や見守りをしている人からも相談がありました。

契約者の年齢別件数（表 11、図 8）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明	合計
人数	2	6	5	17	14	29	23	20	0	8	124



(7) 返金額もしくは払わなくてもよくなった金額

センターに相談した結果、返金になったまたは、助言やクーリング・オフ等の結果、払わなくてもよくなった相談は20件で、合計5,522,058円でした。

(8) 処理結果

処理結果では、当センターの助言による処理が一番多く、91件で全体の約7割でした。

斡旋は7件ありました。単なる情報提供で、処理不要の相談も6件ありました。（表 12）

処理結果（表 12）

処 理 結 果	件数
助言	91
処理不要	6
斡旋解決	7
処理不能	0
他機関紹介	8
その他情報提供	12
斡旋不調	0
合 計	124

（9）主な事例

事例 1 <ワンクリック詐欺>

携帯電話で検索をしていると気になる項目があったのでクリックすると、突然登録になってしまった。退会の画面があったので入力をして退会手続きをしたが、退会できていないので電話をするようにとメールが届いた。不審には思ったが連絡をすると、コンビニエンスストアで42万円を入金するように言われた。高額であり詐欺だと思うが、固定電話の番号を入力してしまったので、今後電話があると嫌だなと思う。どうしたらいいだろうか。

（男性 43歳）

（対応）

ワンクリック詐欺で契約は成立していないので請求されても決して支払いはしないように伝え、電話には出ずに無視をするように助言した。また、留守番電話にしてはどうかと伝えた。

事例 2 <携帯電話>

高齢の母が現在持っている携帯が使えなくなると勘違いして、店舗に出向いて勧められるままにスマートフォンの契約をしていた。確認すると16万円の高額購入で、一括で支払ったとの事。しかし、私でも使いこなせない最新の機種でギガ数も大容量である。高齢者には向いていない商品である。店舗には意向を伝えてあるが何とか契約を元に戻せないだろうか。（女性42歳）

（対応）

センターから架電して問い合わせたところ、店長から契約者の要望を聞いて商品を勧め店舗に在庫がない機種であり、予約をして購入され金額も納得され

た。担当者は説明も十分にしたと聞いているとの返答を受けた。その上でセンターから、高齢者であり金額も高額な点と、家族の了解がなかったことなどを考慮して検討いただくように伝えた。後日、事業者から相談者に、検討結果の返答があり7割返金の提案があったので、今月中に母と一緒に手続きに行くと相談者より報告を受けた。

事例3 <ウイルス感染>

パソコンにウイルス感染の表示が出て連絡するようにとあったので、携帯電話から電話をしたが外国の人だった。すると表示を消す修理代3万円と、今後同じようにならないための保守点検代2万円をコンビニエンスストアのカードで支払うように言われた。おかしいと思い近隣の馴染みのある電気店に聞いてみると、詐欺だろうと言われた。電気店にはすぐに直せると言われたので依頼をする。その後も何度か電話がかかったが出ていない。他に何か手続きなど必要だろうか。(男性66歳)

(対応)

詐欺なので特別な手続きは必要ない事。また、しばらくは電話がかかってくると思われるが無視をするように助言した。

事例4 <オンラインゲーム>

クレジットカード会社から高額な請求書が届いた。事業者を確認すると3月31日から4月19日までに242,316円のゲーム課金だった。家族に聞くと息子が親に無断で課金していたことがわかった。息子は12歳で未成年のため何とか返金してもらえないだろうか。クレジットカードは利用停止の手続きをしてゲーム機は母親が預かっている。どうしたら良いか。(男性33歳)

(対応)

センターから事業者を確認し、相談者の意向を伝えると「本人確認等含むので、経緯に基づき社内で調査・協議する。注意事項として調査完了までゲームアカウントの使用停止、ゲーム機本体の破棄、譲渡、売却の禁止と今後はセンターを介しての連絡となる」と返答を受けたので協議の結果を待つ連絡すると相談者に伝えた。一ヶ月後、事業者より「協議の結果、返金対応で調査を行い、合わせてゲーム機本体、関係書類、添付書類の提出を求める。関係書類は2週間で送付する」と連絡を受けたので事業者から届く書類の注意事項を十分確認して記入漏れ、添付漏れがないよう相談者に伝えた。後日、事業者から「書類が整い調査に入るが、対応完了まで更に3~4ヶ月かかる」と連絡を受け、相談者に伝え了解を得た。8月末日、事業者より「全ての処理手続きが完了し、全額返金する」と連絡があり、今後のゲーム機使用等について注

意・説明を受けたのでその旨相談者に伝えた。

事例5 <副業サイト>

SNSで副業サイトを見つけて登録した。人を集めてライブ配信すれば稼げると言われ、数回にわたり言われるままに消費者金融で借り入れて、手数料やサポート料金など総額180万円を振り込んでしまった。詐欺にあったかもしれない。連絡はSNSのやり取りだけで、よく考えると高額であり返済が心配になり不安である。昨日SNSで解約を申し出て明日連絡が入ることになっているが、返金してほしい。今後どうしたらいいか。(女性 22歳)

(対応)

振り込みをした金融機関に事情を説明して対応を確認すること、また警察にも情報提供するように伝えた。センターよりわかっている情報をもとに調べた連絡先に架電して問い合わせたが、契約した事業者ではなかった。相談者に事業者から連絡が入ることになっているということなので、返事を待って弁護士相談を利用することを案内した。後日、金融機関は返金対応できないとの返答であり、事業者とは解約の話ができ、返済も家族の協力で済ませたので大丈夫ですと相談者より連絡を受けた。

事例6 <ネックレス>

車が修理から戻ってきたが、バックミラーにかけておいたプラチナのネックレスがなかった。すぐに事業者へ連絡し探して欲しいことを伝えた。翌日、事業者から「修理工程の写真でネックレスがあったことは確認できたが、どこで紛失したのかそれ以上の確認はできない」と連絡があった。紛失したことは認めていたのに謝罪もなかったため、主人が連絡すると後日、担当者が家に来て弁償すると言われた。こちらが「ネックレスは20~30年前に頂いて思い入れがあるもので金額もわからないので弁償代が決められない」と言うと、被害届を出しても良いと言われ納得できない。事業者側で弁償代金を提示してと伝えたが、連絡がない。どうしたらいいか。(女性 42歳)

(対応)

センターから架電し確認すると「社内で事実確認し、対応について検討後、相談者に連絡する」との返答を受け、その旨相談者に伝え連絡を待つように伝えた。後日、相談者より販売店に行き、事業者側から警察に被害届を出すというので了承し、車内調査を受けたところ盗難であることが分かった。と報告を受けた。警察の案件となったので、相談を終了とした。

事例7 <祭りの着物>

大手クリーニングチェーン店に祭りの着物と襦袢を出した。取りに行くくと襦袢はできており、一緒に出した着物がなかったのを探してもらい仕上がりを確認すると、着物は色褪せや色ムラがあったので「これでは困る」と伝えると、再度預かると言われた。それから一か月ほどして受け取りに行き、その場で仕上がりを見たところ変化がなかったので、新しく作り直して弁償してほしいと伝えた。事業者には保険対応で弁償金5万円と言われたが、着物は令和元年に仕立て10万円位かかり、今年初めて着たものであるという、センターに相談するともう5万円出せるといわれた。思い入れのあるもので現物を返して欲しい。どうしたら良いか。

(対応)

事業者を確認すると「保証割合(クリーニング代の40倍)で計算し5万円と伝えたところ、着物仕立ては10万円位かかったので10万出して欲しいと再三言われ、納得できない様子だったので、それなら消費者センターに行ってもらっても良いと伝えた。弊社も信用問題に関わると判断し10万円を用意し26日に会う約束をして、話はついている」と返答を受けた。その旨相談者に伝え、事業者との和解はできているので、それでも納得できない場合は、自主交渉となることを伝えた。

事例8 <除毛クリーム>

SNSの広告を見て除毛クリームを初回2000円で購入し、使用したところ発疹が出て肌に合わないことが分かった。解約の連絡をすると「体調によって発疹が出る場合もあるので数日おいて使ってみて」と言われたので様子を見て使用したが同じであった。再度解約の連絡をすると空容器を送るよう言われたが、発送準備に入っているのでも2回目の商品を受け取るように言われた。2回目の商品が届き、代金8470円コンビニで支払った。3回目の解約を連絡すると「発送準備変更期日を過ぎていたのでできない」という。変更期日は知っていたが、忙しくて忘れていた。何とかならないか。(女性 44歳)

(対応)

センターから架電し、事業者を確認すると「ご本人からの申し出と2回目商品の受け取り、代金支払いが確認できたので特別に3回目以降の解約を受け付ける」と返答を受けたのでその旨相談者に伝えた。

事例9 <仮想通貨>

SNSで繋がった人に仮想通貨の投資を勧められ、取引所を紹介されて指示された指定口座に100万円送金した。しかし、止めたいと思い出金を伝える

と、高額な手数料などを入金するように言われ困っている。入金の話をはぐらかすと脅すようなことを言うてくる。騙されたと思っているので返金してほしい。まだSNSで繋がっている状態だが、どうしたらいいだろうか。

(女性 48歳)

(対応)

同様の事例を説明して、金融機関と警察に情報を伝えるように助言した。また、投資被害の相談窓口があることを案内した。

事例10 <ポイントサービス>

大手美容外科の利用ポイントが、他の事業者ポイントにも付与されることが決済後わかった。ポイント付与についての説明不足に対して謝罪を受けたが納得できないので付与して欲しいことを言うと「弊社ホームページ、ポイント付与記載の通り、一律ポイントの後日付与はできない」という。代わりにポイント付与分180円を商品代金と相殺か返金してもらえないかと言うと「180円返金となると利用停止になる」という。納得できない。何とかならないか。

(男性 37歳)

(対応)

センターから確認すると「ホームページ記載の通り、ポイントの後日付与は不可であること、ポイント相当分の還元はできないことの説明不足を謝罪し、また、返金をしてしまうと規約違反となり、利用停止の扱いになるとメールで喚起したが、納得いただけていない」との返答を受けた。事業者が相応の対応をしているのでセンターから言えることはなく、本人の判断によると伝えた。

啓発事業

啓発事業の概要

令和 5 年度も高齢者を狙った様々な被害や、年齢に関係なく幅広い範囲でのネットトラブルがあり、金額も高額のため、被害を抑制する啓発活動が急務となっています。

今年度はコロナウイルス感染症が 5 類となったので、京都府警察と京丹後市広域振興局の声掛けにより、消費生活センターの名前、連絡先を入れたポケットティッシュ等をショッピングセンターや金融機関などで配布し、年金支給日に合わせた街頭啓発に参加することができました。また、消費者月間に合わせてショッピングセンター内で、展示での啓発や相談会も実施できました。

その他に宮津市では、被害拡大防止のため緊急な注意情報をホームページや広報誌に掲載しています。

伊根町では、町独自の防災無線を使って、随時、消費者被害の防止、注意の呼びかけなどを行っています。また、保健センターで展示を行いました。

与謝野町では、町内放送や広報誌での被害防止の呼びかけを随時行い、岩滝庁舎で展示を行いました。

1. 情報提供

(1) 宮津市

①ホームページによる情報提供（随時）

②広報誌「みやづ」に毎月掲載

(2) 伊根町

①防災無線を使った被害防止の呼びかけ（随時）

②広報誌に注意情報を掲載（随時）

③広報お知らせ版に掲載（随時）

(3) 与謝野町

- ① 町内放送を使った被害防止の呼びかけ（随時）
- ② 注意情報を掲載したチラシを回覧（随時）見守り新鮮情報
- ③ 広報誌に注意情報を掲載（随時）

2. 啓発資料の作成、配布

(1) 宮津市

- ① 「くらしの豆知識 2023」（令和6年1月 成人式で配布）
- ② 「若者向け啓発チラシ」（令和6年1月 成人式で配布）
- ③ 「出前講座のご案内」「消費生活センターの取り組み」のチラシを作成

(2) 伊根町

- ① 「出前講座のご案内」「消費生活センターの取り組み」のチラシを作成

(3) 与謝野町

- ① 「出前講座のご案内」「消費生活センターの取り組み」のチラシを作成

3. 出前講座等

- ・6月 1日 サロン らく（宮津市日ヶ谷 立地区） 参加人数 11人
- ・9月 26日 田原サロン（宮津市田原 田原区） 参加人数 10人
- ・3月 4日 はまなす会（宮津市須津 浜垣地区） 参加者数 14人

4. その他

(1) 啓発活動等

- 4月14日 特殊詐欺被害防止啓発（宮津市 郵便局、京銀、北都信金 J A）
京丹後市広域振興局、京都府警察と連携し金融機関前において、来店者に向けて啓発活動を実施

- 4月28日 宮津市自治連合協議会幹事会にてセンターの紹介
- 5月15日～5月19日 特殊詐欺被害防止啓発展示（与謝野町 庁舎）
京丹後市広域振興局と連携し庁舎内において、来庁者に向けて啓発活動を実施（パネル展示）
- 5月23日～5月29日 特殊詐欺被害防止啓発展示（宮津市 ミップル）
京丹後市広域振興局と連携し店舗内において、来店者に向けて啓発活動を実施（パネル展示）
- 5月26日 特殊詐欺被害防止啓発（宮津市 ミップル）
京丹後市広域振興局、京都府警察と連携し店舗前において、来店者に向けて啓発活動を実施
パネル展示に合わせて店舗内において相談会を実施
（宮津与謝消費生活センター独自開催）
- 5月29日～6月2日 特殊詐欺被害防止啓発展示（伊根町庁保健センター）
京丹後市広域振興局と連携し庁舎内において、来庁者に向けて啓発活動を実施（パネル展示）
- 10月6日 特殊詐欺被害防止啓発（宮津市 ミップル）
京丹後市広域振興局、京都府警察と連携し金融機関前において、来店者に向けて啓発活動を実施
- 10月23日～10月30日 特殊詐欺被害防止啓発展示（宮津市 ミップル）
店舗内において、来店者に向けて啓発活動を実施（パネル展示）
- 11月26日 消費生活パネル展示（宮津市民体育館）
宮津産業フェスタ会場で来場者に向けて啓発活動を実施
- 12月15日 特殊詐欺被害防止啓発（宮津市 郵便局、京銀、北都信金、JA）
京丹後市広域振興局、京都府警察と連携し金融機関前において、来店者に向けて啓発活動を実施
- 3月21日 すこやか大学閉講式 啓発チラシ配布

